

関所手形（女手形）

〈解説文〉

女拾三人、内小女式人・髪切り四人・尼壱人・
髪中挟三人・乗物四挺、従河州渋川郡
越後国村上迄、福嶋御関所無相違可
被相通候、内藤豊前守殿家来之妻・同娘并
下女共之由、豊前守殿断付、如此候、以上

享保六年丑四月廿四日

北條安房守印

鈴木飛驒守印

福嶋人改中

〈読み下し文〉

女十二人、うち小女二人・髪切り四人・尼一人・髪中挟み三人・
乗り物四挺、河州（河内国）渋川郡より越後国村上まで、福嶋御
関所相違なく相通ざるべく候、内藤豊前守殿家来の妻・同娘並び
に下女どもの由、豊前守殿断りにつき、かくの如く候、以上

享保六年丑四月廿四日

北條安房守印

鈴木飛驒守印

福嶋人改中

〈説明〉

女性が関所を通行するには関所手形（女手形）が必要だった。
そこには①人數②髪形③身分④出発地と行き先を記し、末尾に關
所手形の発行者、発行年月日、通過する関所名を明記するのが原
則であった。

享保6（1721）年、中山道の木曾福島関所を女性たちが通行
したときのものである。①女性グループ13人、②髪形による区
別、③内藤豊前守の家来の妻と娘たち、④河内国渋川郡から越後
国村上まで、とある。手形を発行した大坂町奉行の印が押されて
いる。

関所では「入り鉄砲と出女」を取り締まつた。後者は人質とし
て江戸在住を強制されている大名の妻子が国元へ逃亡するのを

〈用語の解説〉

- ・小女：十五・六歳までの女の子。
- ・髪切り：髪の長短によらず、髪を切りそろえている。
- ・尼：普通の女性で髪をそつた人。
- ・髪中挟み：髪の一部分を切つている場合をいう。
- ・河州渋川郡：現在の大阪府。
- ・越後国村上：現在の新潟県村上市。
- ・内藤豊前守：内藤式信。享保五年九月に村上藩主となる。
- ・北條安房守、鈴木飛驒守：ともに大坂町奉行。

防ぐためだつたといわれる。男性の場合は手形がなくとも通行できたが、女性の移動はきびしく規制されていた。関所通過の女性を取り調べることを「女改め」という。手形発行者の名が合っているか、また発行者の印に間違いがないかを確認する。手形の発行者は地域ごとに定められていて、摂津・河内両国の場合は大坂町奉行であった。手形には「豊前守殿断りにつき」とあり、藩主から発行権者に手形の発行を依頼していた。次に手形に記載されている内容と、当人たちの容姿を照合した。人見女が髪形などを検査し、場合によっては髪を解かせることもあった。

女性たちは、内藤豊前守の家臣の妻子らで、越後をめざしての旅だった。内藤豊前守は大坂城代の職を辞して河内に住んでいたが、越後村上藩主だつた間部詮房の死去にともない村上藩主となっていた。女性たちの旅の目的は、所替えによる引っ越しであった。

【参考文献】

- ・丸山雍成編『日本の近世6 情報と交通』中央公論社
- ・『藩史大事典 中部編I』雄山閣
- ・木曾教育会編『木曾福島関所(復刻版)』文献出版
- ・『日本古文書学講座 近世編II』雄山閣